

日進市 障害者日常生活用具一覧表

	品 目	
視覚障害	◆ 視覚障害者用ポータブルレコーダー ◆ 視覚障害者用活字文書読上げ装置 ◆ 点字タイプライター ◆ 視覚障害者用時計 ◆ 視覚障害者用体重計 ◆ 視覚障害者用拡大読書器・音声読書器 ◆ 情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア） ◆ 点字図書	◆ 視覚障害者用ＩＣタグレコーダー ◆ 点字ディスプレイ ◆ 歩行時間延長信号機用小型送信機 ◆ 視覚障害者用体温計（音声式） ◆ 電磁調理器 ◆ 点字器 ◆ 視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ
聴覚障害	◆ 聴覚障害者用屋内信号装置 ◆ 聴覚障害者用情報受信装置 ◆ 人工内耳用電池（空気電池・充電電池） ◆ 人工内耳用体外装置	◆ 聴覚障害者用通信装置（ファクシミリ） ◆ 点字ディスプレイ（視覚障害との重度重複障害の場合） ◆ 人工内耳用充電器
上肢機能障害	◆ 特殊便器 ㊦	◆ 情報・通信支援用具（パソコン周辺機器）
下肢機能障害 体幹機能障害	◆ 特殊マット ㊦ ◆ 特殊寝台 ㊦ ◆ 訓練椅子 ◆ 体位変換器 ㊦ ◆ 移動用リフト ◆ 携帯用会話補助装置 ◆ 頭部保護帽 ㊦ ◆ 特殊寝台（貸与）	◆ 特殊尿器 ㊦ ◆ 便器 ㊦ ◆ 入浴担架 ◆ 移動・移乗支援用具 ◆ 移動用リフト（つり具、シート部分） ◆ 入浴補助用具 ㊦ ◆ T字状・棒状のつえ
平衡機能障害	◆ 移動・移乗支援用具 ◆ T字状・棒状のつえ	◆ 頭部保護帽 ㊦
音声言語機能障害	◆ 携帯用会話補助装置 ◆ 人工喉頭（笛式・電動式）	◆ 聴覚障害者用通信装置（ファクシミリ）
じん臓機能障害	◆ 透析液加温器	
呼吸器機能障害	◆ ネブライザー（吸入器）㊦ ◆ 電気式たん吸引器 ㊦	◆ 電気式たん吸引器・ネブライザー両用器
ぼうこう・ 直腸機能障害	◆ ストーマ装具（消化器系、尿路系、洗腸用具） ◆ 紙おむつ等	◆ 収尿器
知的障害	◆ 特殊マット ㊦ ◆ 頭部保護帽 ㊦ ◆ 火災警報器 ◆ 情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア）	◆ 特殊便器 ㊦ ◆ 電磁調理器 ◆ 自動消火器
その他	◆ 火災警報器 ◆ 酸素ボンベ運搬車 ◆ パルスオキシメーター ㊦ ◆ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） ※事前にリフォームヘルパーの相談、助言が必要です。 小児慢性特定疾病児童の方は、㊦印の用具のほか、下記の用具が給付対象となります。 ◆ 歩行支援用具 ◆ クールベスト ◆ ストーマ装具（消化器系、尿路系） ◆ 車いす（電動以外） ◆ 紫外線カットクリーム ◆ 人工鼻	◆ 自動消火器 ◆ 収尿器 ◆ 紙おむつ等（障害者紙おむつ助成金受給者を除く）